

江田島市教育委員会会議録

令和2年2月18日（火）令和2年第2回教育委員会会議定例会を江田島市教育委員会会議室において開催しました。

1 開会及び閉会に関する事項

開会 午前 9時30分
閉会 午前 10時51分

2 出席者（5名）

教育長	小野藤 訓
教育長職務代理者	三島 雅司
委員	樋上 美由紀
委員	柳川 政憲
委員	泊野 仁美

3 出席説明員

教育次長	小栗 賢
学校教育課長	山近 宏
生涯学習課長	松岡 弘倫
学校給食共同調理場総括場長	福岡 洋
大柿自然環境体験学習交流館長	西原 直久

4 事務局

学校教育課
総務係長 濱岡 晶子

5 傍聴人

なし

6 議事日程

- (1) 教育長報告
- (2) 会議録署名委員の指名
- (3) 議案第2号 江田島市体育施設設置及び管理条例の一部を改正する条例案について
- (4) 議案第3号 江田市公民館設置及び管理条例の一部を改正する条例案について
- (5) 議案第4号 江田市教育委員会公印規則及び江田島市選挙運動のためにする個人演説会等開催のために必要な設備の程度等に関する規則の一部を改正する規則案について

- (6) 議案第5号 江田島市灘尾記念文庫管理運営規則及び大柿地区歴史資料館管理運営規則の一部を改正する規則案について
- (7) 議案第6号 江田島市教育委員会事務局決裁規程等の一部を改正する訓令案について
- (8) 議案第7号 令和元年度江田島市一般会計補正予算(第5号)(教育委員会関係分)について
- (9) 議案第8号 令和2年度江田島市一般会計予算(教育委員会関係分)について
- (10) 議案第9号 江田島市教育委員会外部評価委員会委員の委嘱について
- (11) 承認第2号 教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員の任免について
- (12) その他

7 議事の概要

○ 教育長

ただ今から、第2回江田島市教育委員会会議定例会を開会します。

ただ今の出席者は5名です。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりでございます。

○ 教育長

それでは、審議に入る前に、35ページの議案第7号と、40ページの議案第8号については、令和2年江田島市議会2月定例会に提案される、成案となる前の案件であり、また、75ページの議案第9号と78ページの承認第2号は、人事に関する案件ですので、公開しないで審議することが適当ではないかと思いますが、いかがでしょうか。

(全員異議なし)

○ 教育長

それでは、お諮りいたします。

日程第8の議案第7号「令和元年度江田島市一般会計補正予算(第5号)(教育委員会関係分)について」から、日程第11の承認第2号「教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員の任免について」は、公開しないことに賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

○ 教育長

挙手全員と認めます。

従いまして、議案第7号「令和元年度江田島市一般会計補正予算(第5号)(教育委員会関係分)について」から、承認第2号「教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員の任免について」は、公開しないで審議することに決定いたしました。

○ 教育長

日程第1,「教育長報告」を行います。

それでは,議案書,2ページをお開きください。

「教育長報告」を行います。

(省 略)

以上で,教育長報告を終わります。

○ 教育長

日程第2,「会議録署名委員の指名」は,会議規則第15条第2項の規定により,あらかじめ署名委員の順番を決めていますので,今回は,樋上委員にお願い致します。

○ 教育長

日程第3,議案第2号「江田島市体育施設設置及び管理条例の一部を改正する条例案について」を議題とします。

事務局から,説明をお願いします。

○ 教育次長

ただ今,上程されました議案第2号「江田島市体育施設設置及び管理条例の一部を改正する条例案について」でございます。

議案書,3ページをお開きください。

提案理由でございます。

切串体育館を廃止するため,現行条例の一部を改正する必要があるためでございますので,江田島市教育長に対する事務委任規則,第2条第3号の規定によりまして,委員会の意見を求めるものでございます。

内容につきましては,生涯学習課長をして,説明申し上げます。よろしく申し上げます。

○ 生涯学習課長

ただ今,上程されました議案第2号「江田島市体育施設設置及び管理条例の一部を改正する条例案について」説明いたします。

提案理由につきましては,先ほど教育次長が説明いたしましたとおりでございます。

議案書4ページに改正条文を,5ページと6ページに新旧対照表を添付しております。

初めに主な改正内容を説明させていただき,その後に議案の説明をいたします。

まず,今回の改正理由は,築48年が経過し,かつ新耐震基準を満たしておらず,今後大規模な改修が必要となることや,隣接する切串小学校屋内運動場を代替施設として利用する事が出来ること,また,定期利用団体からも切串小学校屋内運動場への拠点変更については了承を得ていることなどから,令和2年4月1日をもって廃止をする,というものでございます。

議案書 5 ページと 6 ページの参考資料をご覧ください。

現行第 2 条及び別表第 1, 別表第 2 の表中から「切串体育館」の項を削ると言うものでございます。

4 ページにお戻りください。

附則として、「この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。」としております。

以上で、説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○ 教育長

説明が終わりました。ご質疑はございませんか。

(全員質疑なし)

○ 教育長

それではこれで、本件の審議を終わります。

採決に移ります。議案第 2 号「江田島市体育施設設置及び管理条例の一部を改正する条例案について」は、原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。

(全員異議なし)

○ 教育長

全員異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

○ 教育長

日程第 4, 議案第 3 号「江田島市公民館設置及び管理条例の一部を改正する条例案について」と日程第 5, 議案第 4 号「江田島市教育委員会公印規則及び江田島市選挙運動のためにする個人演説会等開催のために必要な設備の程度等に関する規則の一部を改正する規則案について」の 2 件につきましては、関連がございますので、一括議題とし、個別採決とします。

事務局から、説明をお願いします。

○ 教育次長

ただ今、一括上程されました日程第 4, 議案第 3 号「江田島市公民館設置及び管理条例の一部を改正する条例案について」及び、日程第 5, 議案第 4 号「江田島市教育委員会公印規則及び江田島市選挙運動のためにする個人演説会等開催のために必要な設備の程度等に関する規則の一部を改正する規則案について」でございます。

最初に、議案第 3 号「江田島市公民館設置及び管理条例の一部を改正する条例案について」でございます。

議案書, 7 ページをご覧ください。

提案理由でございます。

鷺部公民館及び鹿川公民館を廃止するため、現行条例の一部を改正する必要がありますので、江田島市教育長に対する事務委任規則第2条第3号の規定によりまして、委員会の意見を求めるものでございます。

続きまして議案第4号「江田島市教育委員会公印規則及び江田島市選挙運動のためにする個人演説会等開催のために必要な設備の程度等に関する規則の一部を改正する規則案について」でございます。

議案書12ページをお開きください。

鷺部公民館及び鹿川公民館の廃止に伴い、現行規則の一部を改正する必要がありますので、江田島市教育長に対する事務委任規則第2条第2号の規定によりまして、委員会の議決を求めるものでございます。

内容につきましては、生涯学習課長をして、説明申し上げます。

よろしく申し上げます。

○ 生涯学習課長

ただ今、上程されました議案第3号「江田島市公民館設置及び管理条例の一部を改正する条例案について」及び、議案第4号「江田島市教育委員会公印規則及び江田島市選挙運動のためにする個人演説会等開催のために必要な設備の程度等に関する規則の一部を改正する規則案について」説明いたします。

提案理由につきましては、先ほど教育次長が説明いたしましたとおりでございます。内容でございます。

最初に、議案第3号でございます。

議案書8ページに改正条文を、9ページと10ページに新旧対照表を添付しております。

次に、議案第4号でございます。

議案書13ページに改正条文を、14ページから17ページまでに、新旧対照表を添付しております。

初めに主な改正内容を説明させていただき、その後に議案の説明をいたします。

今回の改正理由は、鷺部公民館が鷺部交流プラザに、鹿川公民館が、鹿川交流プラザに変更するというのが主な理由でございます。

令和2年第1回江田島市議会定例会において「江田島市市民センター等設置及び管理条例の一部を改正する条例案」を提出する予定としております。その議案では、鷺部交流プラザ及び鹿川交流プラザを設置するとともに、「江田島市公民館設置及び管理条例」の一部を改正し、鷺部公民館及び鹿川公民館の廃止を行う予定としております。

議案書9ページ、10ページの参考資料をご覧ください。

現行、第2条及び別表から「鷺部公民館」及び「鹿川公民館」の項及び表を削ると言うものでございます。

続いて、議案第4号でございます。

先ほどの、鷺部交流プラザ及び鹿川交流プラザの設置に伴う規則の一部改正でございます。

議案書 14 ページの参考資料をご覧ください。

第 1 条関係として、鷺部公民館の廃止に伴い、公民館の印及び公民館長の印の数を 5 から 4 へ整理するものです。

第 2 条関係として、鹿川公民館の廃止に伴い公民館の印及び公民館長の印の数を、先ほど 1 減しましたので、4 から 3 へ整理するものです。

15 ページをご覧ください。

第 3 条関係として、(1) 照明の表及び(2) その他の設備の程度の表から「鷺部公民館」の項を削るものです。

16 ページをご覧ください。

第 4 条関係として、(1) 照明の表及び(2) その他の設備の程度の表から「鹿川公民館」の項を削るものです。

最後に附則として、議案第 3 号は、8 ページに「この条例中第 1 条の規定は、令和 2 年 4 月 1 日から、第 2 条の規定は同年 6 月 1 日から施行する。」及び議案第 4 号は 13 ページに、「この規則中第 1 条及び第 3 条の規定は令和 2 年 4 月 1 日から、第 2 条及び第 4 条の規定は同年 6 月 1 日から施行する。」としております。

これは、4 月に施行するのが鷺部公民館で、6 月に施行するのが鹿川公民館という事でございます。

以上で、説明を終わります。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○ 教育長

説明が終わりました。ご質疑はございませんか。

(全員質疑なし)

○ 教育長

それではこれで、本件の審議を終わります。

採決に移ります。

最初に、議案第 3 号「江田島市公民館設置及び管理条例の一部を改正する条例案について」は、原案のとおり決定することに、ご異議はありませんか。

(全員異議なし)

○ 教育長

全員異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

○ 教育長

次に、議案第 4 号「江田島市教育委員会公印規則及び江田島市選挙運動のためにする個人演説会等開催のために必要な設備の程度等に関する規則の一部を改正する規則案に

ついて」は、原案のとおり決定することに、ご異議はありませんか。

(全員異議なし)

○ 教育長

全員異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

○ 教育長

日程第6，議案第5号「江田島市灘尾記念文庫管理運営規則及び大柿地区歴史資料館管理運営規則の一部を改正する規則案について」を議題とします。

事務局から、説明をお願いします。

○ 教育次長

ただ今、上程されました日程第6，議案第5号「江田島市灘尾記念文庫管理運営規則及び大柿地区歴史資料館管理運営規則の一部を改正する規則案について」でございます。

議案書20ページをお開きください。

提案理由でございます。

地方公務員法及び地方自治法の一部改正によりまして、新たに会計年度任用職員制度が創設されました。それに伴い、現行規則の一部を改正する必要がありますので、江田島市教育長に対する事務委任規則第2条第2号の規定によりまして、委員会の議決を求めます。

内容につきましては、生涯学習課長をして、説明申し上げます。

よろしく申し上げます。

○ 生涯学習課長

ただ今、上程されました議案第5号「江田島市灘尾記念文庫管理運営規則及び大柿地区歴史資料館管理運営規則の一部を改正する規則案について」説明いたします。

提案理由につきましては、先ほど教育次長が説明いたしましたとおりでございます。

議案書21ページに改正条文を、22ページに新旧対照表を添付しております。

初めに主な改正内容を説明させていただき、その後に議案の説明をいたします。

今回の改正理由は、会計年度任用職員制度が新たに創設されることにより、それに伴う用語の整備などを行うというものでございます。

議案書22ページの参考資料をご覧ください。

「江田島市灘尾記念文庫管理運営規則」及び「大柿地区歴史資料館管理運営規則」のそれぞれ第2条を改正案のとおり改めるものでございます。改正の内容は、条文の整理と「嘱託員」という文言を削除しております。

21ページをご覧ください。

附則として、「この規則は、令和2年4月1日から施行する。」としております。

以上で、説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

- 教育長
説明が終わりました。ご質疑はございませんか。

 - 三島委員
会計年度任用職員制度とは、具体的にはどのようなものですか。嘱託員や臨時職員という名称は使わなくなるのですか。

 - 生涯学習課長
今までは臨時職員・嘱託職員という枠で任用されていた方のほとんどが、会計年度任用職員となります。これはフルタイムとパートタイムの二種類に分かれています。生涯学習課関連で嘱託員として任用されていた方は、パートタイムとして任用されます。フルタイムについては、学校講師や給食調理員、そして保育士が該当します。
週 29 時間勤務の嘱託員は、今まで期末手当や交通費は支給されなかったのですが、支給されるようになりました。

 - 三島委員
臨時職員・嘱託職員は年齢制限があったかと思います。会計年度任用職員制度では、年齢制限はなくなるのですか。

 - 生涯学習課長
はい。年齢条件はございません。今までは、任用開始日に 59 歳未満又は 66 歳未満であることが条件でしたが、今後はこれ以上でも任用が可能になりました。

 - 教育長
他にありませんか。それではこれで、本件の審議を終わります。
採決に移ります。
議案第 5 号「江田島市灘尾記念文庫管理運営規則及び大柿地区歴史資料館管理運営規則の一部を改正する規則案について」は、原案のとおり決定することに、ご異議はありませんか。
- (全員異議なし)
- 教育長
全員異議なしと認めます。
よって本案は、原案のとおり可決されました。

 - 教育長
日程第 7、議案第 6 号「江田島市教育委員会事務局決裁規程等の一部を改正する訓令案について」を議題とします。

事務局から、説明をお願いします。

○ 教育次長

ただ今、上程されました日程第7、議案第6号「江田島市教育委員会事務局決裁規程等の一部を改正する訓令案について」でございます。

議案書、24ページをお開きください。

提案理由でございます。

地方公務員法及び地方自治法の一部改正によりまして、新たに会計年度任用職員制度が創設されました。それに伴い、現行訓令の一部を改正する必要がありますので、江田島市教育長に対する事務委任規則第2条第2号の規定によりまして、委員会の議決を求めらるるものでございます。

内容につきましては、学校教育課長をして、説明申し上げます。

よろしく申し上げます。

○ 学校教育課長

ただ今、上程されました議案第6号「江田島市教育委員会事務局決裁規程等の一部を改正する訓令案について」説明いたします。

提案理由につきましては、先ほど教育次長が説明いたしましたとおりでございます。

議案書25ページから31ページに改正条文を、32ページから33ページに新旧対照表を添付しております。

初めに主な改正内容を説明させていただき、その後に議案の説明をいたします。

今回の改正理由は、先ほど上程いたしました、「江田島市灘尾記念文庫管理運営規則」等と同じ、会計年度任用職員制度が新たに創設されることにより、それに伴う用語の整理などを行うというものでございます。

議案書32ページの参考資料をご覧ください。

「江田島市教育委員会事務局決裁規程」の別表の2、支出負担行為の部及び3、支出命令の部の「7節、賃金」の欄を削除し、以下の番号を繰り上げるものです。

その下、「江田島市教育委員会職員の勤務時間等の特例に関する規程」中、次ページをお願いします。

「嘱託職員」を「非常勤職員」に改めるものです。

その下、「江田島市立学校職員のストレスチェック制度実施に関する規程」第2条第1項第2号中の「臨時職員」を「非常勤職員」に改め、第15条の見出し及び第20条の見出しの「の賃金」を削るものです。

31ページをご覧ください。

附則として、「この訓令は、令和2年4月1日から施行する。」としております。

以上で、説明を終わります。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

- 教育長
説明が終わりました。ご質疑はございませんか。

(全員質疑なし)
- 教育長
それではこれで、本件の審議を終わります。
採決に移ります。
議案第6号「江田島市教育委員会事務局決裁規程等の一部を改正する訓令案について」
は、原案のとおり決定することに、ご異議はありませんか。

(全員異議なし)
- 教育長
全員異議なしと認めます。
よって本案は、原案のとおり可決されました。
- 教育長
日程第8, 議案第7号「令和元年度江田島市一般会計補正予算(第5号)(教育委員会関係分)について」を議題とします。

(非公開)
- 教育長
日程第9, 議案第8号「令和2年度江田島市一般会計予算(教育委員会関係分)について」を議題とします。

(非公開)
- 教育長
日程第10, 議案第9号「江田島市教育委員会外部評価委員会委員の委嘱について」を
議題とします。

(非公開)
- 教育長
日程第11, 承認第2号「教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員の任
免について」を議題とします。

(非公開)
- 教育長
以上で、本日の会議に付された審議事項は、すべて終了いたしました。

次の教育委員会会議は令和2年3月16日（月）午後3時30分から本庁会議室で開催します。

以上で閉会します。

江田島市教育委員会会議規則の規定により、ここに署名する。

江田島市教育長

署名委員